

認可地縁団体の手引き

2025 年3月

安曇野市 市民生活部 地域づくり課

目 次

認可地縁団体について

1 認可地縁団体とは	1
(1) 地縁団体	1
(2) 認可地縁団体	1
(3) 認可申請できる団体	1
2 認可の要件	2
3 申請から認可まで	3
(1) 申請の前に	3
(2) 認可までの手続の流れ	3
(3) 認可申請に必要な書類	4
(4) 地縁団体として認可されたら	4
4 認可後の手続	5
(1) 代表者等に係る印鑑の登録	5
(2) 告示事項証明書の交付	6
(3) 規約を変更するとき	6
(4) 告示事項に変更があったとき	6
5 認可地縁団体に係る税金	7
6 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例	7
(1) 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例とは	7
(2) 申請の要件	8
(3) 登記移転等に係る公告	8
(4) 手続の流れ	9
7 認可の取り消しと解散	12
(1) 取り消し	12
(2) 解散	12
＜様式（参考）＞	13
＜認可地縁団体の規約（作成例）＞	21

認可地縁団体について

1 認可地縁団体とは

(1) 地縁団体

「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（地方自治法第 260 条の 2 第 1 項）を地縁団体といいます。

区や常会などがこれにあたります。

(2) 認可地縁団体

これまで、区や常会には法人格が認められていなかったため、所有する集会施設などについては代表者の個人名義や共有名義で登記されており、名義変更や相続などでさまざまな問題が生じていました。

こうした問題に対処するため、平成 3 年 4 月に地方自治法の一部が改正され、一定の要件を満たして市長の認可を受けることにより、区や常会などが法人格を取得し、その団体名義で不動産登記等ができるようになりました。

さらに、令和 3 年 5 月 26 日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、地方自治法の一部改正が行われたことにより、令和 3 年 11 月 26 日から不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うための認可を受けることができるようになりました。

また、令和 5 年に地方自治法の一部が改正され、同一市町村内の認可地縁団体同士に限って、合併することができるようになりました。

(3) 認可申請できる団体

区や常会など一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、地域的な共同活動を円滑に行うことが認可の目的となっています。これまでは、現に不動産を保有していること、または保有する予定があることが認可の要件でしたが、今後は不動産等の保有や保有予定の有無にかかわらず、認可を受けることができるようになります。

以下のような団体は認可の対象となりませんのでご注意ください。

- ・ 同好会、スポーツ活動や環境美化活動など特定の目的の活動だけを行う団体
- ・ 構成員に対して年齢や性別など住所以外の特定の条件を要する団体

2 認可の要件

認可を受けるには、次の4つの要件（地方自治法第260条の2第2項）を全て満たしていることが必要です。

(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

- ・「地域的な共同活動」とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、親睦活動、集会施設の管理運営など、一般的な区、常会などの活動があてはまります。
- ・「現にその活動を行っている」と認めるには、少なくとも前年度において活動実績があることが必要です。

(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

- ・「客観的に明らか」とは、町又は字及び地番あるいは住居表示による区域のほか、河川、道路等で区域が画されているなど、容易に区域・範囲がわかる状態にあるということです。

(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となるべきものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

- ・ その区域に住むすべての人（個人であり世帯ではありません）が加入できます。
- ・ 区域に住所があること以外に、年齢・性別・国籍等の条件をつけてはいけません。
- ・ 相当数とは、その区域の全住民（区や常会などに加入していない人を含む）の概ね半数です。

(4) 規約を定めていること。（規約に定めなければならない事項）

- ①目的
- ②名称
- ③区域
- ④主たる事務所の所在地
- ⑤構成員の資格に関する事項
- ⑥代表者に関する事項
- ⑦会議に関する事項
- ⑧資産に関する事項

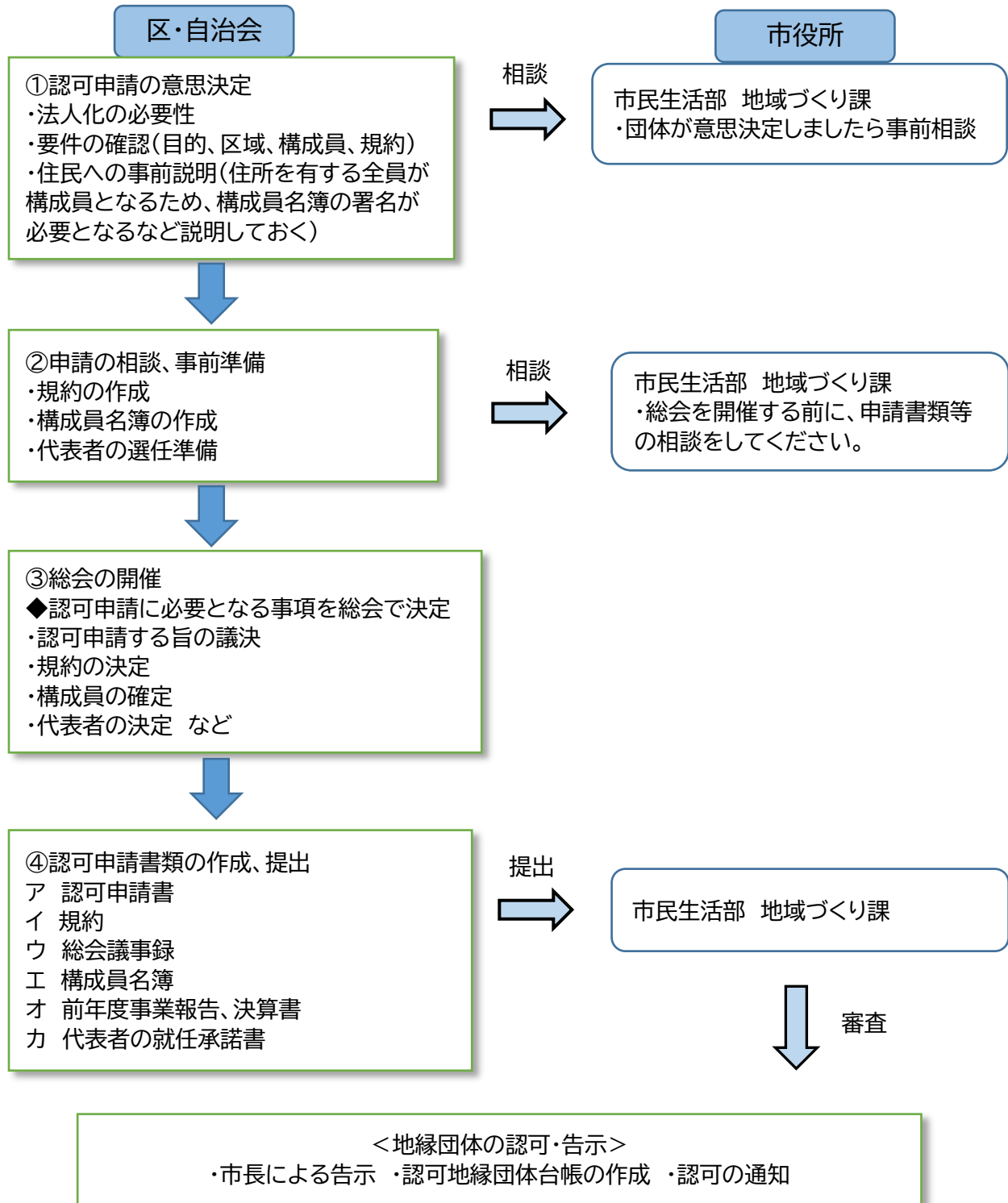
3 申請から認可まで

(1) 申請の前に

認可申請することについて、区や常会などの中でよく話し合いましょう。また、不動産登記等の予定がある場合は、所有権や登記に係る経費などを確認しておきましょう。

申請前に、地域づくり課まちづくり推進担当へ相談してください。

(2) 認可までの手続の流れ



(3) 認可申請に必要な書類

認可申請に必要な書類は以下のとおりです。

提出書類	留意事項	様式（参考）
①認可申請書	提出する年月日を申請日としてください。	13 ページ
②規約	総会に諮る前に地域づくり課までご相談ください。	規約の作成例 21～27 ページ
③認可を申請することについて、総会で議決したことを証する書類	総会議事録の写しで議長及び議事録署名人の署名・押印があるもの。	議事録の作成例 14 ページ
④構成員名簿	構成員の氏名・住所を記載したもので、住民のおおむね半数の名簿が必要です。（会員であれば未成年者の氏名住所の記入が必要です）	構成員名簿の例 16 ページ
⑤良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類	・総会に提出した事業活動報告書・決算書、計画書・予算書など。	
⑥申請者が団体の代表者であることを証する書類	・申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会議事録の写しで議長及び議事録署名人の署名・押印があるもの。 ・申請者が代表となることを受諾した旨の承諾書の写しで、申請者本人の署名があるもの。	代表者の承諾書 17 ページ
⑦その他 （必要がある場合に提出）	a)区域を示した図面 b)裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について（民事保全法に基づく裁判所による代表者の職務執行停止及び職務代行者の選任がある場合は記載が必要です）また、法第 260 条の 8 の代理人及び 10 の特別代理人がある場合は記載してください。	

(4) 地縁団体として認可されたら

認可を受け告示された地縁団体は、**法人格を取得**し、法律上の権利義務の主体となることができるとともに、その団体名義で不動産登記ができるようになります（不動産登記手続きについては、司法書士や法務局等と十分に協議してください）。

認可後も、住民により任意的に組織された団体であることに変わりありません。

法律上、公法人でも公共団体その他行政組織の一部でもありませんし、認可地縁団体が行う活

動について、市が監督することはありません。

運営にあたっては、以下についてご配慮ください。

- ・ 正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒むことはできません。
- ・ 民主的な運営の下に自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的扱いをしてはいけません。
- ・ 特定政党のために利用してはいけません。
- ・ 財産目録を作成し、常にこれを主たる事務所に備え置いてください。
- ・ 構成員名簿を作成し、常にこれを主たる事務所に備え置くとともに、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えてください。
- ・ 少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開いてください。

4 認可後の手続

(1) 代表者等に係る印鑑の登録

安曇野市認可地縁団体印鑑条例の規定に基づき、不動産登記等に必要な地縁団体の代表者等に係る印鑑を登録することができます。

■登録に必要なもの

- ① 認可地縁団体印鑑登録申請書（印鑑登録 様式第 1 号）
- ② 代表者の個人印（安曇野市に印鑑登録しているもの）
- ③ 代表者の印鑑登録証明書
- ④ 登録する団体印
- ⑤ 委任の旨を証する書面（委任の場合）
- ⑥ 運転免許証など官公署発行の顔写真付き身分証明書の写し（委任の場合）

■印鑑登録証明書の交付に必要なもの（交付までに数日要します）

- ① 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（印鑑登録 様式第3号）
- ② 登録されている団体印
- ③ 代表者の個人印（安曇野市に印鑑登録しているもの）
- ④ 交付手数料 1 通 300 円
- ⑤ 委任の旨を証する書面（委任の場合）
- ⑥ 運転免許証など官公署発行の顔写真付き身分証明書の写し（委任の場合）

(2) 告示事項証明書の交付

地縁団体告示事項証明書を交付します。請求はどなたでもできます。(交付までに数日要します)

■請求に必要なもの

- ① 地縁団体告示事項証明書交付請求書(様式第4号)
- ② 交付手数料 | 通 300 円

(3) 規約を変更するとき

規約を変更するときは、規約に別段の定めがない限り、地方自治法第 260 条の3の規定により総構成員の四分の三以上の同意が必要になります。

また、総会の議決後に市へ届け出を行いその内容が認可されて有効な規約となります。規約を変更する予定がある場合は、予め地域づくり課にご相談ください。

総会后、規約変更の認可申請を行い、市長が認可したときは地縁団体規約変更認可書により申請者に通知します。

■必要な書類

- ① 規約変更認可申請書(様式第5号)
- ② 規約変更の内容及び理由がわかる書類(総会資料、新旧対照表、変更後の規約等)
- ③ 規約変更を総会で議決したことを証する書類(総会議事録の写して議長及び議事録署名人の署名・押印があるもの)

(4) 告示事項に変更があったとき

下記の告示事項について変更があった場合は届出が必要です。この手続きにより変更の告示を受けないと、告示事項証明書に記載されている告示事項は更新されません。

【告示事項】

①名称 ②規約に定める目的 ③区域 ④主たる事務所の所在地 ⑤代表者の氏名及び住所 ⑥裁判所による代表者の職務執行の停止の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所) ⑦代理人の有無(代理人がいる場合には、その氏名及び住所) ⑧規約に解散事由を定めたときはその事由 ⑨認可年月日 等
--

代表者が交代した時は、この手続きが必要になります。

■必要な書類

- ① 告示事項変更届出書(様式第7号)
- ② 告示事項に変更があった旨を証する書類(総会議事録の写して議長及び議事録署名人

の署名・押印があるもの)

- ③ 代表者が交代した場合、就任の承諾書で本人の署名があるもの

5 認可地縁団体に係る税金

認可地縁団体に係る税金は以下のとおりです。減免措置もありますので、詳しくは、それぞれの機関にお問い合わせください。

税 目		地縁団体の認可を受けた法人		問い合わせ先 (TEL)
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合	
国 税	法人税	非課税	課税	松本税務署 (0263-32-2790)
	登録免許税 (登記の際)	課税	課税	長野地方法務局松本支局 (0263-32-2567)
県 税	法人県民税	法人税割：非課税 均等割：課税 ※減免措置あり	法人税割：課税 均等割：課税	松本地域振興局 中信県税事務所 (0263-40-1905)
	法人事業税	非課税	課税	
	不動産取得税	課税 ※減免措置あり	課税	
市 税	法人市民税	法人税割：非課税 均等割：課税 ※減免措置あり	法人税割：課税 均等割：課税	安曇野市役所 税務課 諸税係 (0263-71-2484)
	固定資産税	課税 ※減免措置あり	課税	

6 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

(1) 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例とは

認可地縁団体に名義を変更しようとした不動産が、既に亡くなった人の名義になっている場合、古い名義人であるほど相続の確定に多大な労力を要します。

そのため、地方自治法の一部改正(平成27年4月1日施行)により、認可地縁団体が一定期間所有(占有)していた不動産であって、登記名義人やその相続人の全てまたは一部の所在が知れない場合、市長への申請、公告など一定の手続きを経ることで、認可地縁団体へ所有権の移転の登記をできるようにする特例制度が設けられました。

(2) 申請の要件

下記の全ての要件を満たしている必要があり、それを疎明する資料(10～11 ページ)の提出が必要です。

- ①当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- ②当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。
- ③当該不動産の表題部所有者または所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員またはかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。
- ④当該不動産の登記関係者の全部または一部の所在が知れないこと。

なお、手続きについては、地域づくり課まちづくり推進担当にご相談ください。

(3) 登記移転等に係る公告

市長は、申請が相当と認めるとき、当該不動産の所有権の保存または移転の登記をすることについて異議のある関係者は市に異議を述べるべき旨の公告を行います。

3か月以上の公告期間において、異議がなかった場合は、関係者の承諾があったものとみなされます。

(4) 手続の流れ

1 事前準備（認可地縁団体）

- ・書類の作成や状況等について、市民生活部地域づくり課と相談
- ・地縁団体名義にする不動産の所有権の把握、所在が判明している登記関係者から地縁団体名義へ変更（特例適用申請）の同意取得等

2 総会の開催（認可地縁団体）

- ・規約に従い、総会を開催

【協議事項】

- ①申請不動産の所有に至った経緯について議決

（保有資産目録又は保有予定資産目録に、申請不動産の記載がない場合）

- ②特例措置を申請する議決

【作成資料】

総会議事録

公告申請書

3 申請（認可地縁団体）

（市民生活部地域づくり課まで）

【提出書類】

- ①所有不動産の登記移転等に係る公告申請書
- ②所有権の保存または移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- ③認可申請時に提出した保有資産目録または保有予定資産目録

ただし、当該書類に申請不動産の記載がないときは、申請不動産の所有に係る事項について総会で議決したことを証する書類

- ④申請者が代表者であることを証する書類

- ⑤法第 260 条の 46 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料（次ページ参照）

- ・地縁団体名義にする不動産の所有者の把握、所在が判明している登記関係者から地縁団体名義への変更（特例適用申請）の同意を得ておくことが望ましい

4 審査（市）

- ・申請の要件、提出書類の内容等を市で審査

5 公告（市）

- ・要件を満たしている場合、下記の事項について市長が3ヶ月以上の公告を実施

【公告事項】

- ①法第 260 条の 46 第 1 項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
- ②申請書様式に記載された申請不動産に関する事項
- ③異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

・申請不動産の所有権の保存または移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者です

6 情報提供（市）

- ・異議がなかった場合、登記関係者の同意があったとみなし、市長は申請認可地縁団体に対し、書面にて公告結果の情報提供を実施

7 登記（認可地縁団体）

- ・申請認可地縁団体は、情報提供の書面を含む必要書類を持参し、法務局で登記

参考：法第 260 条の 46 第 1 項第 1～4 号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

認可地縁団体は、次の 4 つの事項を疎明するに足りる資料を、認可地縁団体自ら用意することが必要です。

(1 号) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること

(2 号) 当該認可地縁団体が当該不動産を 10 年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と所有していること

① 申請不動産の所有または占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書 等

② ①のほか、

- ・公共料金の支払領収書
- ・閉鎖登記簿の登記事項証明書または謄本
- ・旧土地台帳の写し
- ・固定資産税の納税証明書
- ・固定資産課税台帳の記載事項証明書 等

③ 上記①②の資料が入手困難な場合は、入手困難である理由書を提出するほかに、

- ・認可地縁団体が申請不動産を所有または占有していることについて、申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面
- ・認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真 等

(3 号) 当該不動産の表題部所有者または所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員またはかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること

①・認可地縁団体の構成員名簿

- ・市が保有する地縁団体台帳
- ・墓地の使用人名簿（申請不動産が墓地である場合） 等

② ①の資料が入手困難な場合は、入手困難である理由書を提出するほかに、

- ・申請不動産の表題部所有者または所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員またはかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であることについて、申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面 等

(4 号) 当該不動産の登記関係者の全部または一部の所在が知れないこと

- ・登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市区町村に登記記録者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面（不在証明書）
- ・登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証する書面
- ・申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等が登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面

※なお、登記関係者の全部または一部の所在が知れないこととは、全部の所在が知れていること以外は全て含まれることとなるため、登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことを疎明するに足りる資料を添付できれば当該要件を満たすこととなります。

この場合において、公告期間中に異議が述べられ、当該手続きが中止になることのないよう、所在が判明している登記関係者から、特例制度の申請を行うことについての同意を得ておくことが望ましいです。

7 認可の取り消しと解散

(1) 取り消し

認可地縁団体が次に掲げる事由になったとき、市長は認可を取り消すことがあります。

- ① 認可要件のうち、そのいずれかを欠くことになったとき
- ② 不正な手段により認可を受けたとき

(2) 解散

認可地縁団体は次に掲げる事由によって解散します。解散は民法の規定が準用され、市長に対して届出（市長による解散告示）及び清算に伴う債権申出の公告（官報による公告）手続が必要です。

- ① 規約に定めた解散事由の発生
- ② 破産手続き開始の決定
- ③ 認可の取り消し
- ④ 総会の決議（規約に別段の定めがある場合を除き、総構成員の四分の三以上の賛成が必要です。）
- ⑤ 構成員が欠けたこと
- ⑥ 合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）

解散に必要な書類は以下のとおりです。

- ① 認可地縁団体解散届出書（様式第9号）
- ② 解散したことを証する書類

また、令和4年5月20日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、地方自治法の一部改正が行われたことにより、令和4年8月20日から認可地縁団体が解散したときの清算人による債権者に対する債権の申出の催告に関する公告について、その回数が三回以上から一回となりました。

<様式（参考）>

【認可申請】 認可申請書

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

規約で定めた名称及び主たる事務所の所在地

認可を受けようとする地縁による団体の
名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地

代表者の氏名、住所

代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

別添書類

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同生活を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

【認可申請に添付】 総会の議事録（作成例）

〇〇区（〇〇自治会）総会議事録

日 時 令和〇〇年〇月〇日（ ） 自〇〇時〇〇分 至〇〇時〇〇分

場 所 〇〇公民館

出席者 会 員 数 〇〇人

出席者数 〇〇人（うち委任状出席者数 〇〇人、書面表決者〇〇人）

開 会 司会者から総会の成立条件（会員数の過半数以上の出席）の報告

議長選出 執行部より議長に〇〇氏を指名

議事録署名人の指名 〇〇氏、〇〇氏の2名を指名する。

議 事

- 1 議案第1号「令和〇〇年度事業報告について」及び議案第2号「令和〇〇年度収支決算報告について」を説明。 〇〇監事より会計監査の報告を受ける。

審 議（質疑なし）。拍手により（挙手による全員一致で）承認される。

- 2 議案第3号「令和〇〇年度事業計画（案）について」及び議案第4号「令和〇〇年度収支予算（案）について」を説明。

審 議（質疑なし）。拍手により（挙手による全員一致で）承認される。

- 3 議案第5号「規約の一部改正について」を説明。

審 議（質疑なし）。拍手により（挙手による全員一致で）承認される。

- 4 議案第6号「役員の改選について」

執行部より、役員の選出の経過について報告があり、次の通り役員の発表がある。

会 長 〇〇氏、副会長 〇〇氏、会 計 〇〇氏、監 事 〇〇氏

拍手により（挙手による全員一致で）承認される。

団体の代表者氏名が確認できること

- 5 議案第7号「法人格の申請について」を説明。

審 議（質疑なし）。拍手により（挙手による全員一致で）承認される。

議事終了。議長退席。

認可地縁団体の承認がされたこと

閉 会

本総会の議事録の適正かつ誤りのないことを証するため、議長及び議事録署名人が署名、押印します。

令和〇〇年〇月〇日

議 長

印

署名人

印

直筆の署名と押印

署名人

印

書面表決による総会を行ったときの議事録（作成例）

〇〇区 令和〇年度 総会議事録

- 1 開催の日時 令和〇〇年〇月〇日（〇）
- 2 開催の場所 安曇野市〇〇〇
- 3 総会員数 〇〇〇 人
- 4 出席会員数 〇〇 人（うち書面表決 〇〇人）

本年度の定期総会については令和〇年〇月〇日の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止により参集しての開催を避けるため、全構成員の承諾により、書面により決議することとした。

書面による決議は、令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間、会員に議事を回覧するとともに、書面表決を求めることにより行った。

5 議事

（１）議長選出

議長として 〇〇 氏を指名し意義なく決定した。

（２）議事録署名人の選任

議事録署名人に 〇〇 氏、 〇〇 氏の２名を指名し意義なく決定した。

（３）議事の経過と結果

議案第１号「令和〇年度事業報告・収支決算」	賛成 〇〇 反対〇〇 無効〇〇
議案第２号「令和〇年度役員の選出（案）」	賛成 〇〇 反対〇〇 無効〇〇
議案第３号「令和〇年度事業計画・収支予算（案）」	賛成 〇〇 反対〇〇 無効〇〇
議案第４号「規約の一部改正（案）」	賛成 〇〇 反対〇〇 無効〇〇

・第２号議案 令和〇年度役員の選出する件

次の者を会長とすることをはじめとする令和〇年度役員案について、書面表決により賛成多数で

承認された。（会長） 〇〇 （住所） 〇〇

以上、提案された議案については全て可決・承認された。

上記の議決を明確にするため、議長及び議事録署名人が次に署名押印する。

規約の変更の場合は、総会員の４分の３以上の承認が必要です。（規約で別途定めている場合はその規定に従う）

令和〇年〇月〇日

議事録署名人は規約に定めた人数の署名押印が必要です。集計に参加した人の中から選任します。

議長	〇〇 〇〇	印
議事録署名人	〇〇 〇〇	印
議事録署名人	〇〇 〇〇	印

【認可申請に添付】構成員名簿の例

NO. _____

地縁団体としての

区 構成員名簿

令和 年 月 日現在

世帯主 ○印	住 所	氏 名	備 考

【認可申請に添付】代表者の承諾書

承 諾 書

私は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 2 項に規定する地縁による団体の認可申請にあたり、令和 年 月 日開催の総会の議決に従い、本件申請に関する自治会の代表者となることに承諾いたします。

総会で承認された日又は総会議決日以降

令和 年 月 日

代表者の氏名、住所

住 所

氏 名

様式第5号（第7条関係）

総会日以降の日付

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地

代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

総会の会議資料、新旧対照表、変更後の規約 など

別添書類

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

規約変更の議決が確認できる総会の議事録で、議長及び議事録署名人の署名・押印があるもの（写し可）

代表者変更など告示事項に変更があったとき

様式第7号（第8条関係）

下記の変更年月日以降の日付

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名
住 所

変更後の新代表者の住所・氏名

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

・代表者の変更
・変更後の代表者の氏名・住所

2 変更年月日 年 月 日

3 変更の理由

総会の日、就任した日、変更となった日など、
代表者の権利が発生する日

役員改選による代表者の変更、任期満了に伴う役員改選のため など

代表者を変更したとき添付する承諾書

承 諾 書

地縁による団体の名称

〇〇自治会、 〇〇区

地縁による団体の事務所所在地

主たる事務所の所在地

安曇野市〇〇 △△番地

上記の地縁による団体の代表者となることを承諾いたします。

総会の日、新代表者に変更となった日以降の日付

令和 年 月 日

新たに就任した代表者の住所・氏名

住 所

氏 名

＜認可地縁団体の規約（作成例）＞

この規約は一般的な例を示したものです。規約作成に当たっては規約例及び留意点を参考としながら、各地縁団体の実情に合った定めをすることが必要です。

なお、規約には次に掲げる事項が定められていなければなりません。（地方自治法第260条の2第3項）

①目的 ②名称 ③区域 ④主たる事務所の所在地 ⑤構成員の資格に関する事項

⑥代表者に関する事項 ⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項

規約例	解説
〇〇区（〇〇自治会）規約	
第1章 総 則	
（目的）	
第1条 この会は、〇〇区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。	* <u>目的は、地方自治法で、規約に定められていなければならないとされる必須事項です。</u> 第5条とまとめても結構です。
（名称）	
第2条 この会は、〇〇区（〇〇自治会）と称する。	* <u>名称は、地方自治法で、規約に定められていなければならないとされる必須事項です。</u>
（区域）	
第3条 この会の区域は、〇〇区の全域とする	* <u>区域は、地方自治法で、規約に客観的に明らかなものとして定められていなければならないとされる必須事項です。</u> * 地番等の表示（安曇野市）、「〇〇のうち、別図に示した区域」等でも可です。
（主たる事務所の所在地）	
第4条 この会は主たる事務所を、安曇野市□□××に置く。	* <u>主たる事務所の所在地は、地方自治法で、規約に定められていなければならないとされる必須事項です。</u> * 区公民館の住所など。「主たる事務所を、代表者宅に置く」でも可ですが、備え置く書類等がありますので、お薦めできません。
（事業）	
第5条 この会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。	* 第1条にまとめても結構です。 「この会は、以下に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。」
(1) 会員相互の連絡事務に関すること。	(1)
(2) 区域内の環境整備に関すること。	(2) 」 など
(3) 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関すること。	

規約例	解説
(4) 集会施設その他財産の維持管理に関すること。 (5) 防犯・防災活動に関すること。 (6) その他目的を達成するために必要なこと。 第2章 会員 (会員の資格) 第6条 この会の区域に住所を有する個人は、すべてこの会の会員となることができる。 2 正当な理由がない限り、前項に規定する者が会員となることを拒むことはできない。 (入退会) 第7条 この会に入会しようとする者及びこの会を退会しようとする者は、会長に届け出なければならない。 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。 (1) 住所を区域外に移したとき (2) 死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき (会費) 第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。 (賛助会員) 第9条 この会の区域に住所を有し、この会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。 3 第7条の規定は、賛助会員について準用する。 第3章 役員 (役員の種別) 第10条 この会に次の役員を置く。 (1) 会長 1人 (2) 副会長 〇人 (3) 会計 〇人 (4) 〇 〇 〇人 (5) 監事 〇人	*住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っていることが認可要件です。 *宗教に係る活動は除外するのが適当です。 *<u>構成員の資格に関する事項は、地方自治法で、規約に定められていなければならないとされる必須事項です。</u> *正当な理由がない限り、区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことになっていますので、規約にも定めてください。 *住所以外に、年齢・性別・国籍等の条件を付けることは認められません。 *または、「入会しようとする者は、入会申込書を、退会しようとする者は、退会届を会長宛に提出しなければならない」など。 *金額を明示することもできますが、変更時には規約改正の手続きが必要になります。 *<u>代表者に関する事項（代表者の設置・選任方法・職務・任期等）は、地方自治法で、規約に定められていなければならないとされる必須事項です。</u> *<u>地方自治法により、認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならないとされています。</u>また、規約又は総会の決議で、1人又は数人の監事を置くことができるとされています。 *会長、副会長は、区規約の場合は、区長、副区長でも結構です。

規約例	解説
(役員の職務) 第11条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。 3 会計は、この会の資産及び会計事務を処理する。 4 ○○は、○○の業務を処理する。 5 監事は、次に掲げる業務を行う。 (1) この会の会計及び資産の状況を監査すること。 (2) 代表者の業務執行の状況を監査すること。 (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実があると認めるときは、これを総会に報告すること。 (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。 (役員の任期) 第12条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。 (役員の選任) 第13条 役員は、総会において会員の中から選任する。 2 監事とその他の役員は、相互にこれを兼ねることができない。	* <u>監事の職務は、地方自治法で定められています。</u> * この他、必要に応じて（役員の報酬）などの条項を設けることもできます。
第4章 総 会 (総会の種別) 第14条 この会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。 (総会の権能) 第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、この会の運営に関する重要な事項を議決する。 (総会の開催) 第16条 通常総会は、毎年1回以上開催する。 2 臨時総会は、次の各号いずれかに該当する場合に開催する。 (1) 会長が必要と認めるとき。 (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。 (3) 第11条第5項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。	* <u>会議に関する事項（総会・役員会等の権能・運営等）は、地方自治法で、規約に定められていなければならないとされる必須事項です。</u> * <u>地方自治法により、認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行うとされています。</u> * <u>地方自治法により、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開く必要があります。</u>「通常総会は、毎年○月に開催する」でも可です。 * 地方自治法で、総構成員の5分の1とされていますが、規約においてこれと異なる割合を定めることもできます。

規約例	解説
(総会の招集) 第17条 総会は、会長が招集する。 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、総会の日より少なくとも5日前までに通知しなければならない。 (総会の議長) 第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。 (総会の定足数) 第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。 (総会の議決) 第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (会員の表決権) 第21条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。 2 次の事項以外の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。 (1) 規約の改正 (2) 役員の選任 (3) 財産の処分に関する事 (4) 解散に関する事 (総会の書面表決等) 第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。 2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。	* <u>総会の招集は、地方自治法により「総会の日より少なくとも5日前に、その会議の目的である事項を示し、規約に定めた方法に従ってしなければならない」とされています。</u> * 令和4年地方自治法の一部改正により、総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議を行うことが可能になりました。ただし、予め全構成員に承諾を得ること等が要件となります。 * 地方自治法により、あらかじめ通知した事項（規約第17条第3項）のみ決議できます。別段の定めを設けることも可能です。 * <u>地方自治法により、各構成員の表決権は平等と定められています。</u> * 地方自治法により、認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しません。 * 世帯単位で活動し意思決定を行っていることが、沿革的にも実態的にも地域社会においては是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、表決権を1世帯1票とすることは可能です（2項）。ただし、1号～4号に掲げてある事項は、1世帯1票の適用は認められないと解されます。この他、事業計画・予算の決定、事業報告・決算の承認も重要事項（第15条）ですので、総会の議決が望まれます。 * 地方自治法により、総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができるとされています。 * 令和3年地方自治法の一部改正により、総会に出席しない構成員は、規約又は総会の決議により、書面による表決に代えて、電磁的方法による表決が可能になりました。電磁的方法による表決とは、例えば電子メール等による送信、ウェブサイト、アプリケーションを利用した表決、情報をディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法等です。

規約例	解説
第6章 資産及び会計 (資産の構成) 第30条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1) 別に定める財産目録に記載された資産 (2) 会費 (3) 資産から生ずる収入 (4) その他の収入 (資産の管理) 第31条 この会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。 (資産の処分) 第32条 この会の資産で第30条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の〇以上の議決を要する。 (経費の支弁) 第33条 この会の経費は、資産をもって支弁する。 (事業計画及び予算) 第34条 この会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。 2 前項の規定に関わらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。 (事業報告及び決算) 第35条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。 (事業年度及び会計年度) 第36条 この会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。	* <u>資産に関する事項（資産の構成、取得、管理、処分の方法等）は、地方自治法で、規約に定められていなければならないとされる必須事項です。</u> * 4分の3以上など。少数会員の意見に意思によって処分が可能な規定は適当ではありません。
第7章 規約の変更及び解散 (規約の変更) 第37条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、市長の認可を受けなければ変更することができない。	* 市長の認可を受けなければ、その効力が生じません。 * <u>地方自治法で4分の3以上となっています。規約においてこれと異なる割合を定めることもできますが、重要事項を少数会員の意思により決することのないよう配慮が必要です。</u>

規約例	解説
(解散の決議) 第38条 この会は、地方自治法第260条の20第1項第2号から第5号の規定により解散する。 2 この会が総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。 (残余財産の処分) 第39条 この会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。 第8章 雑則 (備付け帳簿及び書類) 第40条 この会の主たる事務所に、次の帳簿及び書類を備え置かなければならない。 (1) 規約 (2) 会員名簿（構成員名簿） (3) 認可及び登記等に関する書類 (4) 総会及び役員会の議事録 (5) 収支に関する帳簿 (6) 財産目録 (7) その他必要な帳簿及び書類 (委任) 第41条 この規約の施行について必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。 附 則 1 この規約は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。 2 この会の設立初年度の事業計画及び予算は、第34条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。 3 この会の設立初年度の会計年度は、第36条の規定に関わらず、設立認可のあった日から令和〇年〇月〇日までとする。	* (2) 破産手続開始の決定、(3) 認可の取消し、(4) 総会の決議、(5) 構成員が欠けたこと * 地方自治法で4分の3以上となっています。規約においてこれと異なる割合を定めることもできますが、重要事項を少数会員の意思により決することのないよう配慮が必要です。 * 解散の決議と同じ割合が妥当です。 * 残余財産の帰属を規約で指定してください。 * <u>地方自治法により、毎事業年度終了後（事業年度を設けていない場合は、毎年1月から3月）に財産目録を作成し、主たる事務所に備え置かなければならないとされています。</u> * <u>地方自治法により、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならないとされています。</u> * 規約を改正した場合、「市長の認可を受けた日から施行する」などとなります。

安曇野市役所

市民生活部 地域づくり課 まちづくり推進担当

電話 0263-71-2000(代表)

0263-71-2494(直通)

FAX 0263-72-3176